

大津市企業局工事の一時中止に係るガイドライン

大津市企業局企業経営部契約管財課

施行：平成 25 年 8 月 1 日

最終改訂：令和 7 年 4 月 1 日

目次

1. ガイドラインの目的 -----	1
2. 工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合 -----	1
3. 発注者及び受注者のとるべき措置 -----	3
(1) 発注者 -----	3
(2) 受注者 -----	3
(3) 工期の短縮化-----	4
4. 請負代金額又は工期の変更 -----	6
5. 増加費用の考え方 -----	7
5-1 準備工着手前に一時中止した場合 -----	7
5-2 準備工期間中に一時中止した場合 -----	7
5-3 本工事施工中に一時中止した場合 -----	8
6. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い -----	16
7. 工事一時中止に係る基本フロー -----	17
8. 工事一時中止に係る基本フローの解説 -----	18
9. 参考様式	
(1) 中止の通知について（依頼） -----	19
(2) 工事一時中止通知書 -----	20
(3) 一時中止工事の再開について（依頼） -----	21
(4) 工事一時中止の再開通知書 -----	22
(5) 工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について -----	23
(6) 工事の一時中止に伴う増加費用等の請求について -----	25

1. ガイドラインの目的

大津市では、市民生活や経済活動の基盤となる、道路、河川、公園、学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年数多くの工事を実施しています。

工事の発注に際しては、地元協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を行い、適正な工期を確保のうえ工事発注を行っていますが、それでもなお、各種協議の未完了や工事の施工途中で受注者の責に帰すことができない事由により、工事の一時中止が避けられない場合があります。

本ガイドラインは、大津市工事請負契約書（以下「契約書」という。）第20条に基づく工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合において、**発注者である大津市企業局と受注者の双方が対等な立場で協議を行うため**、工事の一時中止の運用基準の明確化を目的にしています。

2. 工事の全部又は一部の施工を一時中止する場合

(1) 発注者の責務として、以下の場合に該当するときは、工事の中止内容を受注者に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止しなければなりません。

ア 工事用地等の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できない場合

(具体例)

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。
- 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない。
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる。
- 警察、河川・鉄道等の管理者等の管理者間協議が終わっていない。
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。

イ 自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合

(具体例)

- 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動した。
- 受注者の責によらない何らかの事象（地元調整等）が生じた。
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。
- 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した。
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた。
- 設計時に行った関係機関等との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行っ

た詳細協議で変更された。

- 埋蔵文化財の発掘又は調査及び処理を行う必要が生じた。
- 反対運動等の妨害活動等による工事現場の占拠や著しい威嚇行為があった。

(2) 発注者は、必要があると認められるとき^{*1}は、工事の全部又は一部の施工を一時中止^{*2}することができます。

ア 特記仕様書に規定している他工事からの引渡し時期（着手可能時期）や関係機関との協議完了などの遅れに伴い工事着手ができない場合

（具体例）

- プラント敷地や敷材保管場所など発注者が使用させる敷地使用可能時期の遅延
- 自工区外盛土場や土取場などの着手可能時期の遅延
- 工事に関連する諸施設の管理者との協議完了時期の遅延（使用可能時期、撤去移設時期）
- 河川内等の施工時期や部分引渡時期の遅延

イ 労務及び資材等の価格の著しい変動による影響で資材等の納期の遅れに伴い工事を施工できないと認められる場合

※1 「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断で行います。なお、工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られます。

※2 一時中止を指示する場合は、客観的に「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要です。資材等の納期が遅れる場合は、製造メーカーからの状況を確認できる資料を入手し、証拠書類として提出する必要があります。

(3) 工事の全部の一時中止期間における現場代理人、主任技術者及び監理技術者の取扱いは、下記のとおりとします。

ア 工事を全面的に一時中止している期間における現場代理人の工事現場への常駐は原則として要しません。また主任技術者及び監理技術者の工事現場への専任も原則として要しません。

イ 工事を全面的に一時中止することにより、大幅な工期延期となった場合は、発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更することができます。

※「大幅な工期延期」とは契約書第46条第1項第2項を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を越えるときは、6月）を超える場合を目安とする。

3. 発注者及び受注者のとるべき措置

(1) 発注者

受注者の責めに帰すことができないものにより、工事の施工ができないと認められる場合、受注者は工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となります。

このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うことになります。

発注者は、工事の全部又は一部の施工の一時中止（以下「一時中止」という。）を受注者に対して書面により、指示を行わなければなりません。また、**一時中止に伴う工期又は請負代金額を適正に確保する必要があります。**

① 工事を一時中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を書面により、受注者に通知しなければなりません。

工事一時中止期間の見通しについては、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間をするか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を把握する必要があります。

② 工事現場を適正に維持・管理等行うために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示します。

③ 工事一時中止となっている工事について施工可能と認めたときは、工事の再開を通知しなければなりません。

④ 中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとします。

(2) 受注者

① 保全・管理・再開に関する基本計画書の作成及び提出

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、施工計画書に準じた内容の「一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書」（以下、「基本計画書」という。）を発注者に提出し承諾を得るものとします。

「基本計画書」の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受注者と発注者の間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにならなければなりません。

なお、一時中止期間の変更や工事内容の変更など「基本計画書」の内容に変更が生じる場合、受注者は「変更基本計画書」を作成し、受注者と発注者の間で協議を行うものとします。

※実際に着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の保全・安全のための維持管理は必要であることから、保全・管理・再開に関する「基本計画書」を提出し承諾を得るものとします。

② 基本計画書の記載内容

ア 一時中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること

イ 一時中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること

ウ 工事現場の維持・管理に関する基本的事項

エ 工事再開に向けた方策※1

オ 一時中止に伴う増加費用※2及び算定根拠

カ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

※1 再開に備えての方策について、工事中止期間の見通しが明確でない場合は、

再開が円滑にできるように講じる方策、体制の確保について明記するものとします。

※2 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載します。ただし、

一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できます。

③ 管理責任

一時中止した工事の現場責任は、受注者に属します。また、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにするものとします。

(3) 工程の短縮化

① 発注者

一時中止期間の解除にあたり、発注者が供用目標等のために工程の短縮化を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図ります。

受注者より諸方策の提出がなされた場合、施工の確実性、短縮期間及び概算費用について受注者と協議し、諸方策の是非について適切に把握するとともに、双方の認識に相違が生じないようにしなければなりません。

一時中止期間の解除を踏まえ、工期短縮の方針を確定させた場合は、その方策について速やかに工法変更指示書を発出するものとし、受注者に工事の適正な履行を求めるものとします。

② 受注者

発注者より工程の短縮化に伴う方策を求められた場合、発注者との協議に基づき、その考えられる諸方策に関する「工期短縮計画書」を作成し発注者に提出するとともに発注者と協議を行います。

◎方策は、多角的な面から検討し、短縮可能な方策を複数案提示することが望ましい。

③ 工期短縮計画書の記載内容

ア 工期短縮に必要となる施工計画、安全衛生計画等に関するこ

イ 短縮に伴う施工体制と短縮期間に関するこ

ウ 工期短縮に伴い、新たに発生する費用について、その必要性や数量等の根拠を

明確にした増加費用

※工期短縮のための工事に係る直接工事費は、工法変更による単価項目として計上するものとし、これらに伴う間接工事費の増額分（現場管理に係る元請及び下請の主任技術者等の増員費用）は一時中止の増加費用として計上することを基本とします。

④ 工期の変更

発注者は、工期短縮に伴う増加費用について「工期短縮計画書」に基づき設計変更を行います。受注者は、発注者からの承諾を受けた工期短縮計画に則り施工を実施し、受注者と発注者の間で協議した工程の遵守に努めます。

4. 請負代金額又は工期の延長

発注者は、中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、工事を一時中止した場合において、「**客観的に必要があると認められる**」ときは、請負代金額及び工期の変更を行います。

このような場合、工事目的を達成するために設計図書の内容を変更し、それに応じて工期、請負代金額を変更することになります。

(1) 請負代金額の変更

発注者は、工事の施工を一時中止させた場合、請負代金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用及び損害について、**受注者から請求があった場合には負担**しなければなりません。

① 増加費用の負担（直接的に増加した費用）

- ア 工事用地等の確保ができなかつたことにより生じたもの。
- イ 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの。

（具体例）

- 工事現場の維持に関する費用（工事一時中止期間中の材料置場、現場詰所等の借地料、工事現場の保安に要する経費等）
- 労働者、建設機械器具等を保持するための費用（工事一時中止期間中も最低限必要となる労働者の賃金、工事現場に備え置く必要のある建設機械器具の損料、リース料等の経費等）

② 損害の負担（間接的な費用の増加）

（具体例）

- 工事一時中止前の施工体制から工事一時中止中の維持体制に体制を縮小するためには要する費用（不要となった建設機械器具、労働者又は技術者の配置転換に要する費用及び保管のきかない工事材料の売却損等）
- 工事一時中止中の体制から再開後の施工体制に体制を変更するためには要する再開準備費用（建設機械器具の再投入、労働者及び技術者の転入に要する費用等）

※増加費用と損害とは区別しないものとします。

(2) 工期の変更

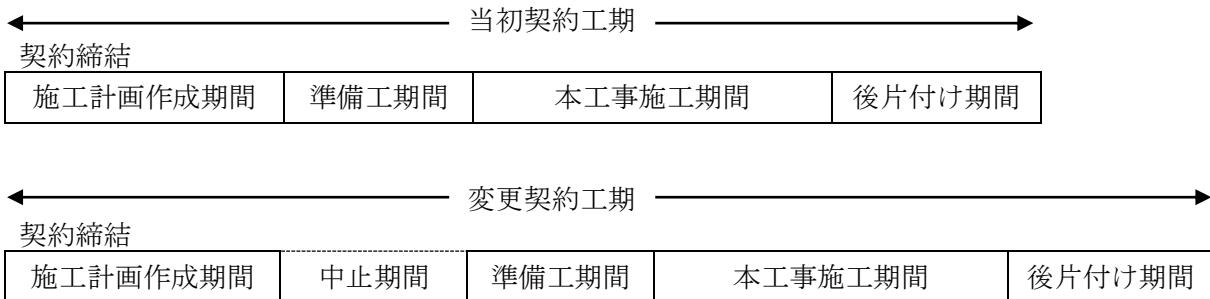
① 工期の延期期間

ア 原則として、当初契約工期に工事を一時中止した期間を加え工期延期します。なお、一部の施工を一時中止した場合は、発注者と受注者の協議により必要な延期期間を定めます。

イ 地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間が長期に及ぶ場合があることから、これらの期間を含めて工期延期することも可能です。

5. 増加費用の考え方

5.1 準備工着手前*に一時中止した場合



*準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいいます。

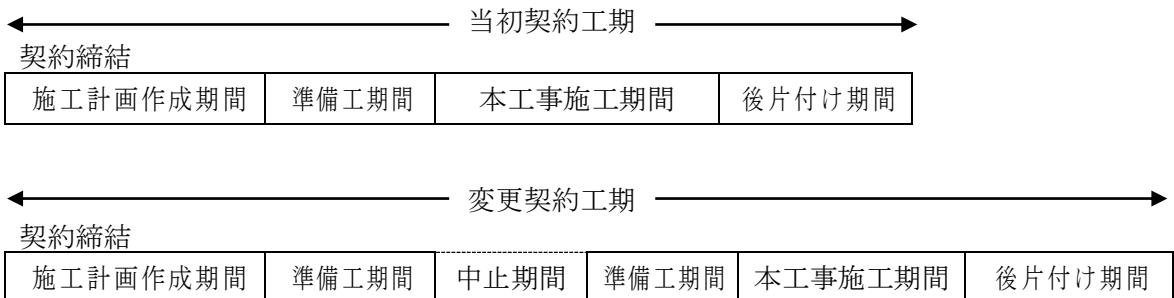
(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、必要に応じて「基本計画書」を発注者に提出し承諾を得ます。

(2) 増加費用

一時中止に伴う費用の増加は、計上しません。

5.2 準備工期間に*一時中止した場合



*準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し測量等を行うなど、本工事施工前の準備期間をいいます。

(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、「基本計画書」を発注者に提出し承諾を得ます。

(2) 増加費用の適用

発注者が工事の一時中止（一部の施工を一時中止したことにより、工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について、受注者から請求があった場合に負担します。

(3) 増加費用の範囲

増加費用は、安全費（工事看板等の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者若しくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当、ただし他工事に従事した期間は除く）等が想定されます。

(4) 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用の見積に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により決定します。（積算は受注者から増加費用等を証明する明細書、請求書等を求めて行います。）

5.3 本工事施工中に一時中止した場合

(1) 基本計画書の作成

受注者は発注者から工事の一時中止の指示があった場合、「基本計画書」を発注者に提出し承諾を得ます。

(2) 増加費用の適用

発注者が工事の一時中止（一部の施工を一時中止したことにより、工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について、受注者から請求があった場合に負担します。

(3) 増加費用の範囲

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とします。

ア 一時中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ）を保持するために必要とされる費用等

イ 一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

① 工事体制の縮小に要する費用

一時中止時点における工事体制から一時中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等

② 工事の再開準備に要する費用

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員（専門職種を含む。）の転入に要する費用等

④ 中止により工期延長等となる場合の費用

工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用

⑤ 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮の要因が発注者に起因する場合※、自然条件（災害含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等

※工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとします。

(4) 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の費用の見積に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により決定します。

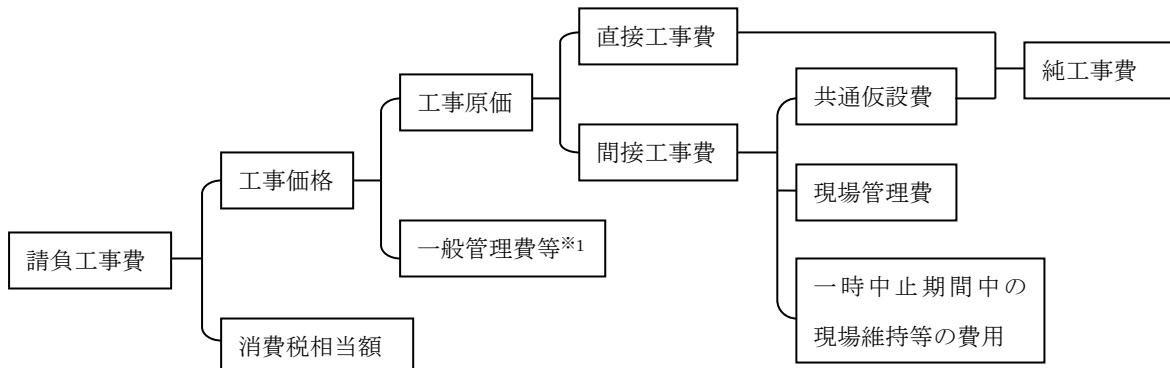
増加費用の各構成費目は、原則として、一時中止期間中に要した費目の内容について積算します。再開以降の工事にかかる増加費用は、設計変更で処理します。

一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理します。

(5) 増加費用の構成

① 土木工事費の構成

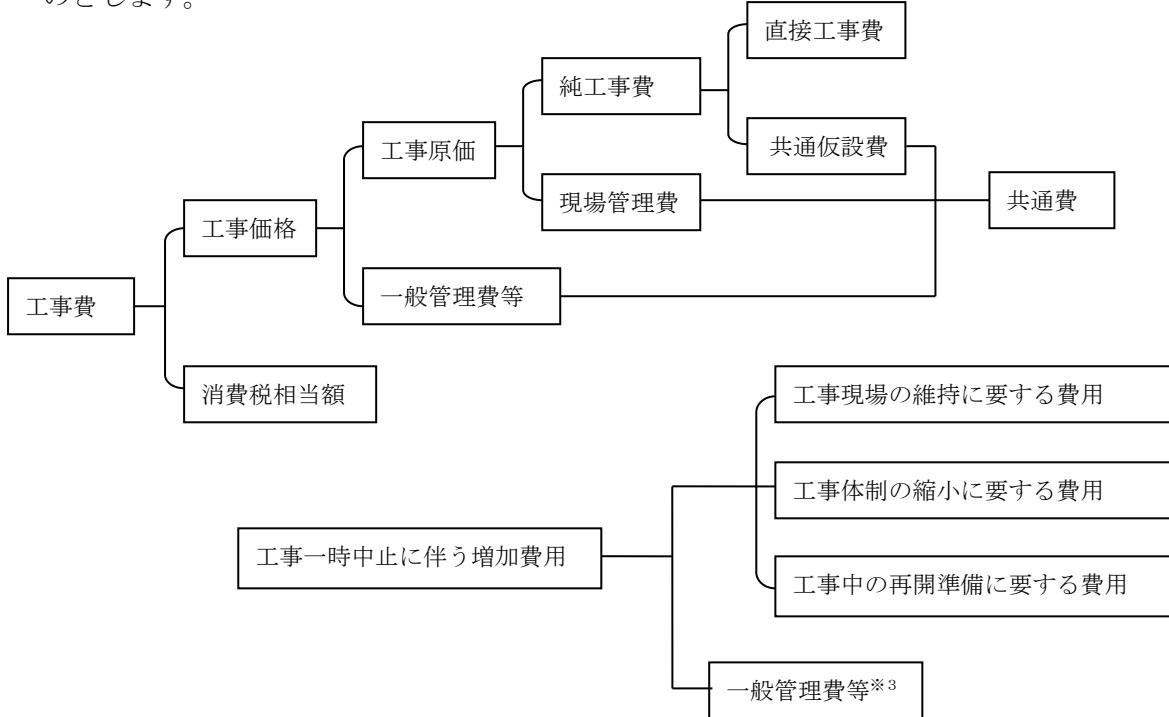
一時中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費の対象とします。



※1 一時中止に伴う本支店における増加費用を含みます。

② 公共建築工事費^{※2}の構成

一時中止期間中の現場維持費に要する費用は、原契約の請負工事費とは別に計上するものとします。



※2 公共建築工事とは、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事をいい、昇降機設備工事は電気設備工事あるいは機械設備工事の規定を準用します。

※3 一時中止に伴う本支店における増加費用を含みます。

(6) 増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の着手後を対象に算定します。

一時中止期間が3ヶ月以下の場合は、算定式により算定します。ただし、この算定式により難い場合は、一時中止期間が3ヶ月を越える場合の算定方法とします。

①一時中止期間が3ヶ月以下の場合 ⇒ **標準積算**

◇一時中止期間が3ヶ月以下の場合の算定式

◆一時中止期間中の現場維持等の費用 (G) (単位円 1,000円未満切り捨て)

$$G = d g \times J + \alpha$$

$d g$ ^{注1} : 一時中止に係る現場経費率 (単位% 小数第4位四捨五入3位止め)

J : 対象額 (一時中止時点の契約上の純工事費) (単位円 1,000円未満切り捨て)

α ^{注2} : 積上げ費用 (単位円 1,000円未満切り捨て)

◆一時中止に係る現場経費率 ($d g$)

$$d g = A \{ (J / (a \times J^b + N))^B - (J / (a \times J^b))^B \} + (N \times R \times 100) / J$$

N : 一時中止日数 (日) ただし部分中止の場合は部分中止に伴う工期延期日数

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A・B・a・b : 各工種毎に決まる係数（土木工事積算基準・標準歩掛表による）

※水道工事においては、上記各工種に決まる係数は、土木工事積算基準・標準歩掛表の下水道工事（1）、（2）、（3）を用います。

注1 一時中止に係る現場経費率（d g）

a 運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械の工事現場からの搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬に係る費用

b 安全費の増加費用

工事現場の維持に関する費用（保安施設、保安要員の費用等）

c 役務費の増加費用

仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

d 営繕費の増加費用

現場事務所、労務者宿舎及び監督員詰所の営繕損料に要する費用

e 現場管理費の増加費用

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注2 積上げ費用（ α ）

直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用

a 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の一時中止期間中に係る損料額及び補修費用

b 直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

②一時中止期間が3ヶ月を超える場合 ⇒ **全て積上げ積算**

◇一時中止期間が3ヶ月を超える場合の算定方法

「基本計画書」にしたがって実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用に係る見積により、費用の必要性・数量など発注者と受注者の協議により増加費用を算定します。

積算する内容は、全て積上げとし次の項目とします。（積算は受注者から増加費用等を証明する明細書、請求書等を求めて行います。）

◆現場における増加費用等

ア) 材料費

i 材料の保管費用

工事を一時中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の

材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものと除く）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

ii 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を一時中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等へ転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

iii 直接工事費に計上された材料の損料

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の一時中止期間に係る損料額及び補修費用

イ) 労務費

i 工事現場の維持等に必要な労務費

一時中止後の労務費は、原則として計上しません。ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、発注者と受注者の協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

ii 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、発注者と受注者の協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労務者が職種以外の普通作業員等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ウ) 水道光熱電力料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは発注者と受注者の協議により一時中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

エ) 機械経費

i 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

- 工事現場の維持のため存置することが必要であり、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費及び管理費を含む）

- 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認め指示した機械の運転費用

オ) 運搬費

i 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

一時中止時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

ii 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が一時中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料及び仮設物等の運搬費用

カ) 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け、再開準備のための諸準備、測量等で発注者が指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

キ) 仮設費

i 仮設諸機材の損料

現場搬入済みの仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の一時中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

ii 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む）

ク) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

ケ) 安全費

i 既存の安全設備に係る費用

一時中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の一時中止期間に係る損料及び維持補修の費用

ii 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは発注者と受注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む）

コ) 役務費

i プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の一時中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

ii 電力、水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力、用水設備等に係る一時中止期間中の基本料

サ) 技術管理費

原則として増し分費用は計上しません。ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、

技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

シ) 営繕費

一時中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の一時中止期間に係る維持費・補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における一時中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ス) 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において発注者と受注者の協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

セ) 社員等従業員給料手当

一時中止期間も工事現場の維持等のために、発注者と受注者の協議により定めた次の費用

- ・元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む）に支給する給料手当の費用
- ・一時中止時点に現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ・工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用

ソ) 労務管理費

i 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

一時中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお専従的に雇用された者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ、当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む）とします。

ii 解雇、休業手当を払う場合の費用

発注者と受注者の協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇、休業するために必要な費用

タ) 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の一時中止期間中の費用

チ) 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通

費として現場管理费率の中に計上されている費用の一時中止期間中の費用

◆本支店における増し分費用

一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

◆消費税相当額

現場及び本支店における増し分費用に係る消費税に相当する費用

6. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

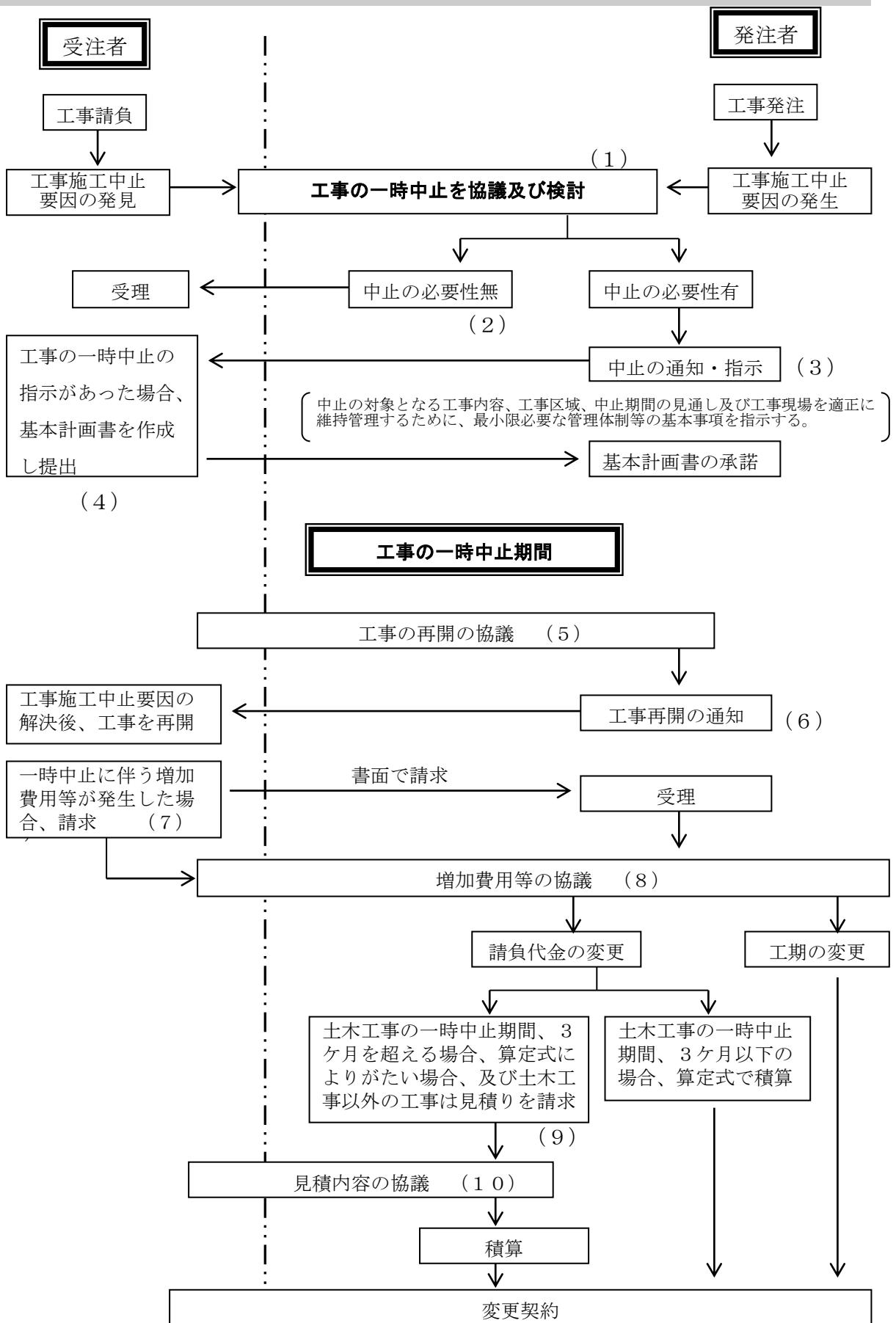
(1) 増加費用の設計書における取扱い

増し分費用は、一時中止した工事の**設計書**の中に「**一時中止期間中の現場維持費等の費用**」として**原契約の請負工事費とは別に計上**します。ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなします。

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

増し分費用は、原契約と同一の予算科目をもって、設計変更の例（**落札率を考慮する**）にならい、変更契約するものとします。

7. 工事一時中止に係る基本フロー



8. 工事一時中止に係る基本フローの解説

- (1) 工事の施工中止要因について、発注者と受注者により「工事の一時中止」について協議及び検討（工事現場を適正に維持管理するための検討を含む）します。なお一時中止期間が契約書第46条第1項第2号に該当する場合、受注者に契約の解除権が発生しますので、そのことも踏まえ検討します。
- (2) 協議及び検討の結果、「工事の一時中止」が必要でない場合、発注者はその旨を記載した「工事記録簿」を作成し、発注者と受注者双方で確認します。
- (3) 協議及び検討の結果、「工事の一時中止」が必要な場合、発注者は「工事一時中止通知書」により受注者に通知します。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示します。
- (4) 受注者は、工事の一時中止の指示があった場合、「基本計画書」を提出し承諾を得ます。
- (5) 工事の一時中止の要件が終了する目途がついた時は、発注者と受注者は、工事を再開する日時等について協議し決定するものとします。
- (6) 発注者は「工事一時中止の再開通知書」にて受注者に工事を再開する日時等を通知します。
- (7) 受注者は「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用が発生した場合は、「書面」にて請求を行います。
- (8) 発注者と受注者は、受注者が「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持等の増加費用等について協議します。
- (9) 発注者は「土木工事標準積算基準書」で増加費用等を積算できない場合は、受注者から増加費用等を証明する明細書、請求書等の資料の提出を求めます。
- (10) 発注者と受注者は増加費用等を証明する資料を基に協議し、決定します。

附 則

(施行期日)

本ガイドラインは、平成25年8月1日から施行する。

本ガイドラインは、平成29年4月1日から施行する。

本ガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。

大 第 号
年 月 日

(契約担当所属長)

契約管財課長

(施行担当所属長)

〇〇〇〇課長

工事一時中止の通知について（依頼）

次の工事について、下記の理由により、大津市工事請負契約書第 20 条第 $\left(\frac{1}{2} \right)$ 項を適用し、
工事の $\begin{pmatrix} \text{全部} \\ \text{一部} \end{pmatrix}$ を一時中止するため、受注者あて通知していただきますようお願いします。

記

1. 工事番号

2. 工事名

3. 工事場所 大津市

4. 契約相手方

5. 契約代金額 金 円

6. 契約工期 自 年 月 日

至 年 月 日

7. 中止予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)

8. 中止後の変更予定期工期 至 年 月 日

9. 中止理由



注) 「中止部分」は工事の全部を中止する場合には「全部」と記載し、工事の一部を中止する場合には、当該施工部分について明記すること。

大 第 号

年 月 日

(受注者)

商号又は名称

代表者職氏名

様

大津市公営企業管理者

工事一時中止通知書

次の工事について、大津市工事請負契約書第20条第 $\left(\begin{array}{c} 1 \\ 2 \end{array}\right)$ 項により、下記のとおり工事の
 $\left(\begin{array}{c} \text{全部} \\ \text{一部} \end{array}\right)$ を一時中止するので通知します。

1. 工事番号

2. 工事名

3. 工事場所 大津市

4. 請負代金額 金 円

5. 契約工期 自 年 月 日

至 年 月 日

記

中止期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)

中止後の変更予定契約工期：至 年 月 日

中止部分 :

中止理由

[]

注) 「中止部分」は工事の全部を中止する場合には「全部」と記載し、工事の一部を中止する場合には、当該施工部分について明記すること。

大 第 号
年 月 日

(契約担当所属長)

契約管財課長

(施行担当所属長)
○○○○課長

一時中止工事の再開について（依頼）

大津市工事請負契約書第20条第 $\left(\frac{1}{2}\right)$ 項を適用し、 年 月 日付で工事
の $\begin{pmatrix} \text{全部} \\ \text{一部} \end{pmatrix}$ を一時中止した工事について、下記のとおり再開したいので、受注者あて通知
していただきますようお願いします。

記

1. 工事番号

2. 工事名

3. 工事場所 大津市

4. 契約相手方

5. 契約代金額 金 円

6. 契約工期 自 年 月 日

至 年 月 日

7. 中止予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)

8. 再開年月日 年 月 日

9. 再開理由



大 第 号

年 月 日

(受注者)

商号又は名称

代表者職氏名

様

大津市公営企業管理者

工事一時中止の再開通知書

年 月 日付けで「工事一時中止」を通知した下記工事について、 年
月 日より再開するよう通知します。

記

1. 工事番号

2. 工事名

3. 工事場所

年　　月　　日

(宛先)

大津市公営企業管理者

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

連絡先電話番号

現場代理人 ^(注)		担当者 ^(注)	
----------------------	--	--------------------	--

※必要に応じて確認のため連絡することがあります。

工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について

年　　月　　日付けで「工事一時中止」の通知があった下記工事について、別紙
のとおり基本計画書を提出します。

記

1. 工事番号

2. 工事名

3. 工事場所

基本計画書

記載内容

1. 一時時点における内容

- (1) 中止する工種の出来形
- (2) 建設機械器具の状況
- (3) 搬入済み材料
- (4) 現場組織表
- (5) 安全衛生管理組織表

2. 一時中止期間中の業務

- (1) 現場点検
- (2) 緊急時の体制及び対応
- (3) 一時中止期間中の実施作業

3. 一時中止期間中の体制

- (1) 現場代理人・・・常駐または非常駐（どちらかを明記）
- (2) 監理技術者・・・専任または非専任（どちらかを明記）

年　月　日

(宛先)

大津市公営企業管理者

(受注者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

現場代理人 (注)		担当者 (注)	
-----------	--	---------	--

※必要に応じて確認のため連絡することがあります。

工事一時中止に伴う増加費用等の請求について

年　月　日　付で「工事一時中止」の通知を受け、　年　月　日

付で工事一時中止の再開通知を受けた下記工事について、一時中止に伴い現場維持に要した費用を請求します。

なお、計上した金額については、弊社において適正に処理した会計資料に基づき作成したものであることを証明します。

記

1. 工事番号

2. 工事名

3. 工事場所

4. 増加費用　　金　　円

(うち消費税及び地方消費税額　　円)

5. 増加費用等を証明する明細書資料

① 見積総括表

② (以下、従業員供与手当など、見積総括表で請求する項目を証明する資料を記載してください。)